



三重県公報

令和5年10月3日 (火)
 第 453 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
627	三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示	(市町行財政課)	2
	公 告		
	三重県環境影響評価条例による聴取会を開催する旨	(地球温暖化対策課)	6
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	6
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	7
	同伴	(同)	7
	県営住宅の入居希望者の募集	(住宅政策課)	7
	特定調達公告		
	落札者を決定した旨	(デジタル改革推進課)	9
	正 誤		
	令和5年6月9日付け三重県公報第420号	(建築開発課)	9

告 示

三重県告示第 627 号

三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 10 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

三重県地域総合整備資金貸付要綱（平成 2 年三重県告示第 271 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付額)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）において実施される貸付対象事業に係る第 1 項の適用については、第 1 項中「42 億円」とあるのは「52.5 億円」と、「63 億円」とあるのは「78.7 億円」とする。</p>	<p>(貸付額)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。<u>ただし、次項及び第 6 項に該当する場合を除く。</u>）において実施される貸付対象事業に係る第 1 項の適用については、第 1 項中「42 億円」とあるのは「52.5 億円」と、「63 億円」とあるのは「78.7 億円」とする。</p> <p>5 <u>定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその近隣市町において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第 1 項及び第 2 項の適用については、第 1 項中「42 億円」とあるのは「67.5 億円」と、「63 億円」とあるのは「101.2 億円」とし、第 2 項中「35 パーセント」とあるのは「45 パーセント」とする。</u></p> <p>6 <u>連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日付け総行市第 200 号総務省自治行政局長通知）に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携市町村において、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第 1 項及び第 2 項の適用については、第 1 項中「42 億円」とあるのは「67.5 億円」と、「63 億円」とあるのは「101.2 億円」とし、第 2 項中「35 パーセント」とあるのは「45 パーセント」とする。</u></p>
<p>5・6 (略)</p> <p>(期限前償還)</p> <p>第 17 条 借入人が次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条に規定する償還期間の期限の利益を失い、借入金の全額を直ちに償還するものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>7・8 (略)</p> <p>(期限前償還)</p> <p>第 17 条 借入人が次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条に規定する償還期間の期限の利益を失い、借入金の全額を直ちに償還するものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

<p>(2) 借入人又は保証人が手形交換所又は電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(過疎地域等における貸付額の特例)</p> <p>2 令和13年3月31日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域の市町及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項及び第4項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と読み替えるものとする。</p> <p>(離島振興対策実施地域における貸付額の特例)</p> <p>3 令和15年3月31日までの間は、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する「離島振興対策実施地域」において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項及び第4項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と読み替えるものとする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域又は同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域において、令和2年度以前に貸付決定をした貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項及び第4項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と読み替えるものとする。</p>	<p>(2) 借入人又は保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(過疎地域等における貸付額の特例)</p> <p>2 令和13年3月31日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域の市町及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業(第5条第5項及び第6項に該当する場合を除く。)に係る第5条第1項、第2項及び第4項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と読み替えるものとする。</p> <p>(離島振興対策実施地域における貸付額の特例)</p> <p>3 令和5年3月31日までの間は、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する「離島振興対策実施地域」(第5条第5項及び第6項に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項及び第4項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と読み替えるものとする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(第5条第5項及び第6項に該当する場合を除く。)又は同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域(第5条第5項及び第6項に該当する場合を除く。)において、令和2年度以前に貸付決定をした貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項及び第4項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と読み替えるものとする。</p>
--	---

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

（単位：百万円）

地域振興民間能力活用事業計画

年度案件

(ふ り が な) 貸 付 対 象 事 業 名 (民間プロジェクト名)	()				
貸付予定団体名 (事業地域名)	()				
(ふ り が な) 民 間 事 業 者 等 名 連 帯 保 証 予 定 者					
	総額	年度分	年度分	年度分	年度分
設 備 投 資 等 の 総 額					
貸 付 対 象 事 業 費					
(うち用地取得費)	()	()	()	()	()
(うち付随費用)	()	()	()	()	()
ふるさと融資希望額					
民間金融機関等借入金額					
補助金額					
ふるさと融資比率	%	%	%	%	%
貸付対象事業の概要（設備の取得等の期間：着工 年 月 日～ 年 月 日）					
敷地（開発）面積	m ² （うち賃借面積	m ² ）	建物構造		
建物延床面積	m ² （うち賃借面積	m ² ）			
施 設 区 分	通常施設	複合施設	（該当する方に○を付ける）		
当該団体において支援しようとする趣旨・目的					
当該事業の基本計画等での位置づけ等					
当該事業による地域の振興効果等					
稼働時における新規雇用者確保数 人（ 年 月 日稼働予定） （うち直接雇用者確保数 人、 うち間接雇用者確保数 人）					
当 該 市 町 村 の 状 況	類似団体の類型		財政力指数		
人 口	人	高齢化率	%	人口増減率	%
就 業 人 口	人	1次	%	2次	%
		3次	%	人口1人当たり	千円
事業地における地域指定の 状況（該当箇所に○を付ける）	過疎・みなし過疎 離島 地域再生計画認定地域				
事業の特例状況（該当箇所に○を付 ける）	市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」 （株）脱炭素化支援機構が出資等を行う事業 再生可能エネルギー電気事業				
貸 付 団 体 の 財 政 状 況	標準財政規模		百万円	財政力指数	
経常収支比率	%	実質公債費比率	%		

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

三重県知事 宛て

郵便番号
住 所
申込者 名 称
代表者名
電話番号

地域総合整備資金借入申込書

三重県地域総合整備資金貸付要綱に基づき、地域総合整備資金を下記のとおり借り入れたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、一般財団法人地域総合整備財団及び地方公共団体金融機構が下記借入に係る総合的な調査・検討を行うことを了承します。

記

1 貸付金の額 円（ 年度）

2 事業名 ○ ○ ○ ○ 事業
（事業内容については、別添「事業計画書（第3号様式）」のとおり。）

3 借入希望条件

- ① 借入希望時期 年 月
- ② 借入希望期間 年 月（20年以内）
- ③ 据置希望期間 年 月（5年以内）

4 連帯保証予定者名
法人名

【担当連絡先】

所属名	
担当者名	
電話番号	
F A X	
E-Mail	

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の三重県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、令和5年度分の貸付けから適用する。

公 告

三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）第20条第2項の規定により、聴取会を次のとおり開催します。

令和5年10月3日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
三重県 三重県知事 一見 勝之
三重県津市広明町13番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
木曾岬干拓地整備事業（第2期）
宅地その他の用地の造成
面積 66.4ha
- 3 対象事業実施区域
三重県桑名郡木曾岬町大字新輪地内
- 4 聴取会の開催の日時及び場所
令和5年11月9日（木）午前10時30分から（開場 午前10時）
三重県庁 講堂（三重県津市広明町13番地）
- 5 意見を聴こうとする事項
木曾岬干拓地整備事業（第2期）環境影響評価準備書に関する環境の保全の見地からの意見
- 6 意見陳述の申出に関する事項
聴取会に出席して意見を陳述しようとする方は申出期限までに、次に掲げる事項を記載した書類（任意様式）を申出先まで提出してください。
 - (1) 申出書の記載事項
ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに聴取会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）
イ 対象事業の名称
ウ 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語で記載する。）
エ 意見陳述の申出人の電話番号（通常の連絡先及び緊急の連絡先）
 - (2) 申出先
〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課
電話番号 059-224-2366 ファクシミリ番号 059-229-1016
 - (3) 申出方法
持参、郵送又はファクシミリ
※ メールでの提出を希望される場合は、電話で御相談下さい。
 - (4) 申出期限
令和5年10月26日（木）（午後5時必着）
- 7 その他
意見陳述の申出が多数の場合は、意見陳述人は抽選により選定することがあります。
申出期限までに意見陳述の申出がない場合には、聴取会は開催しません。また、天災その他やむを得ない理由により、聴取会の日時、会場等を変更することがあります。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和 5 年 10 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年9月15日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
四日市市久保田二丁目、同市松本六丁目及び同市ときわ四丁目

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、東員町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 10 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画学校
第2号東員第一中学校
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、東員町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 10 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画下水道
流域関連東員町公共下水道
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和 5 年 10 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 受付期間
令和5年10月3日（火）から同月31日（火）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和5年12月6日（水）まで随時申込みを受け付けます。

- 2 受付場所
受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

- | | |
|----------------|---|
| 北勢ブロック | 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1 |
| 中勢伊賀ブロック | 伊賀南部不動産事業協同組合
〒514-0008 三重県津市上浜町 1丁目 5-1 エトアール津 102 |
| 南勢ブロック・東紀州ブロック | 三重県南勢地区管理事業共同体
〒514-0008 三重県津市上浜町 1丁目 5-1 エトアール津 102 |

- 3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数 (優先戸数)
-----------	-------	-----------	------------

北勢 ブロック	桑名	川成（高齢者・単身可）	1
	川越	豊田一色（一般）	1
	四日市	高見ヒルズ（一般・単身可）	2（1）
		あこず（一般・単身可）	2（1）
		笹川（身障者）	1
		笹川（子育て向）	1
		笹川（高齢者・単身可）	1
		笹川（一般・単身可）	2（1）
		笹川第二（高齢者・単身可）	1
		笹川第二（一般・単身可）	1
		河原田（高齢者・単身可）	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般・単身可）	4（2）
		桜島（子育て向）	1
桜島（一般・単身可）		2（1）	
中勢伊賀 ブロック	津	千里（一般・単身可）	1
		サンシャイン千里（一般）	2（1）
		白塚（高齢者・単身可）	1
		一身田（一般・単身可）	1
		結城（高齢者・単身可）	1
		結城（一般・単身可）	1
		新町（一般・単身可）	1
	伊賀	服部（一般・単身可）	1
		カーサ上野（一般）	2（1）
南勢 ブロック	松阪	大黒田（高齢者・単身可）	1
		粥田（高齢者・単身可）	1
		粥田（一般・単身可）	1
		和屋（身障者）	1
		和屋（高齢者・単身可）	1
		上川第二（高齢者・単身可）	1
		エスペラント末広（一般）	1
	伊勢	辻久留（一般・単身可）	1
		旭（一般・単身可）	1
		西豊浜（一般・単身可）	1
		五十鈴川（身障者）	1
東紀州 ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
	熊野	井土（身障者）	1
		久生屋（一般・単身可）	1
	御浜	オレンジハイツ御浜（一般）	1

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚約者、同性パートナー、内縁関係にあるもの及び里親に委託されている児童を含みます。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
- (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの

イ 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
ウ ア又はイに掲げる者（連帯保証人は除きます。）と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）

(4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあつた日の翌日から2年を経過していないこと。

(5) 地方税を滞納していないこと。

(6) 緊急連絡人を確保すること。

(7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年10月3日

三重県知事 一 見 勝 之

1	特定役務の名称	三重県行政WAN総合ヘルプデスク業務委託
2	担当部局	三重県津市広明町13番地 三重県総務部デジタル改革推進課
3	落札者決定日	令和5年8月23日
4	落札者	三重県津市桜橋2丁目149番地 西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 佐藤 麻希
5	落札金額	入札価格 295,560,000円 契約金額 325,116,000円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和5年7月7日

正 誤

令和5年6月9日付け三重県公報第420号に登載しました、開発行為に関する工事の完了の公告中

ページ 行 誤 正

9 28 代表取締役社長 代表取締役

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
